

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
84.47	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンピヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械			84.47	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンピヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械		
8447.11	(省 略)			8447.11	(同 左)		
8447.20	—その他のもの			8447.20	—その他のもの		
8447.90	100 —一たて編機 (削 除)	NO	KG	8447.90	—一たて編機 <u>—漁網機</u>	NO	KG
	900 —その他のもの	NO	KG	100 <u>200</u> 900	—その他のもの	NO	KG
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
8471.30	(省 略)			8471.30	(同 左)		
8471.60	—記憶装置			8471.60	—記憶装置		
8471.70	200 —フレキシブルディスク装置	NO		8471.70	—フレキシブルディスク装置	NO	
	300 —磁気ディスク装置 (削 除)	NO		200 <u>300</u> <u>400</u> 500	—磁気ディスク装置 <u>—CD-ROM装置</u> —光ディスク装置	NO	
	500 —光ディスク装置	NO				NO	

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8471.80	900	—その他もの (省略)	NO		8471.80	900	—その他もの (同左)	NO	
8471.90					8471.90				
85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 (省略)			85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 (同左)		
8518.10		—拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。） (省略)			8518.10		—拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。） (同左)		
8518.21					8518.21				
8518.22	000	—複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG	8518.22		—複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。） ——ハイファイ用スピーカーシステム（自動車用のものを除く。） ——その他のもの	NO	KG
8518.29					8518.29				
8518.90		(省略)			8518.90		(同左)		

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新			旧			単位	
統計番号	品名	単位		品名	単位		
		I	II				
85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） —ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。） (省 略) —その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）			85.27 8527.12 8527.13 910 990 8527.19 \$ 8527.99 90.17 9017.10 \$ 9017.80 9017.90 KG	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） —ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。） (同 左) —その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。） —デジタルオーディオディスクプレーヤーを自蔵するもの（ウォーキングステレオを除く。） —その他のもの (同 左) 製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。） （同 左） 一部品及び附属品		
8527.12						NO	
8527.13	000					NO	
8527.19						NO	
\$							
8527.99							
90.17	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）			90.17	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）		
9017.10				9017.10			
\$				\$			
9017.80				9017.80			
9017.90	000	一部品及び附属品		9017.90	一部品及び附属品		

輸出統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
90.29	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第90.14項又は第90.15項のものを除く。）並びにストロボスコープ (省略)			90.29	100 900 一一電気式機器用のもの 一一その他のもの		KG KG
9029.10	—速度計、回転速度計及びストロボスコープ			9029.10	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第90.14項又は第90.15項のものを除く。）並びにストロボスコープ (同左)		
9029.20	100 —電気式のもの —その他のもの	NO	KG	9029.20	—速度計、回転速度計及びストロボスコープ —電気式のもの —その他のもの	NO	KG
	910 —速度計 (削除)	NO	KG	100 910 920 990 990 000	—速度計 —回転速度計 —その他のもの (同左)	NO	KG
	990 000 (省略)	NO	KG	9029.90		NO	KG

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
03.01	魚（生きているものに限る。） (省略)			03.01	魚（生きているものに限る。） (同左)		
0301.10	—その他の魚（生きているものに限る。）			0301.10	—その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91	(省略)			0301.91	(同左)		
0301.91 ↓	—その他もの			0301.95	—その他もの		
0301.95	——養魚用の稚魚			0301.99	——養魚用の稚魚		
0301.99	———ぶり（セリオーラ属のもの）			111	———ぶり（セリオーラ属のもの）		
111	————ぶり（セリオーラ・クインクエラディ アータ）	KG		111	————ぶり（セリオーラ・クインクエラディ アータ）		KG
119	—————その他のもの	KG		119	—————その他のもの		KG
190	—————その他のもの	KG		190	—————その他のもの		KG
	—————その他のもの				—————その他のもの		
210	————にしん（クルペア属のもの）、たら（ガ ドウス属、テラグラ属又はメルルシウス 属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの ）、さば（スコムベル属のもの）、いわ し（エトルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの）、あじ（ トラクルス属又はデカプテルス属のもの ）及びさんま（コロラビス属のもの）	KG		210	————にしん（クルペア属のもの）、たら（ガ ドウス属、テラグラ属又はメルルシウス 属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの ）、さば（スコムベル属のもの）、いわ し（エトルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの）、あじ（ トラクルス属又はデカプテルス属のもの ）及びさんま（コロラビス属のもの）	KG	
220	————ひらめ（パラリクティス属のもの）	KG			—————その他のもの		KG
290	—————その他のもの	KG		290	—————その他のもの		KG

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
1104.12 ↓	(省 略)			1104.12 ↓	(同 左)		
1104.23	――その他の穀物のもの			1104.23	――その他の穀物のもの		
1104.29	――小麦又はライ小麦のもの			1104.29	――小麦又はライ小麦のもの		
	――小麦のもの				――小麦のもの		
111	――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		111	――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	
119	――――その他のもの	KG		119	――――その他のもの	KG	
	――――ライ小麦のもの				――――ライ小麦のもの		
121	――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買			121	――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
129	入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの ----米のもの	KG	KG	129	入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの ----米のもの	KG	KG
250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	KG	250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	KG
290	-----その他のもの ----大麦又は裸麦のもの	KG	KG	290	-----その他のもの ----大麦又は裸麦のもの	KG	KG
410	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け	KG	KG	410	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受け	KG	KG

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
1104.30	490	て輸入されるもの ----その他もの ----その他のもの ----そばのもの ----その他のもの (省略)	KG KG KG KG		490 300 1104.30		て輸入されるもの ----その他もの ----その他のもの (同左)	KG KG KG	
16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 (省略)			16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 (同左)		
1604.11 ↓		—その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚 —卵 —にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの —にしん(クルペア属のもの)のもの ——氣密容器入りのもの —その他もの —たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの			1604.11 ↓ 1604.19 1604.20		—その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚 —魚卵 —にしん(クルペア属のもの)のもの ——氣密容器入りのもの —その他もの —たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの ——氣密容器入りのもの	KG KG	
011	012		KG		011				
015			KG		012				
			KG		013				

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
I	II		I	II			I	II
		<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>	014	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>
	019	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>	019	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>
	020	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>	020	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>
1604.30					1604.30			
`					`			
1604.90					1604.90			
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.11					2903.11			
`					`			
2903.31					2903.31			
2903.39		一一一その他のもの			2903.39	一一一その他のもの		
	011	一一一臭素化誘導体				一一一臭素化誘導体		
	019	一一一臭化メチル		<u>KG</u>	011	一一一臭化メチル		<u>KG</u>
	021	一一一その他もの		<u>KG</u>	019	一一一その他もの		<u>KG</u>
	022	一一一ふつ素化誘導体		<u>KG</u>		一一一ふつ素化誘導体		
	023	一一一ペルフルオロメタン		<u>KG</u>	021	一一一ペルフルオロメタン		<u>KG</u>
	024	一一一ペルフルオロエタン		<u>KG</u>	022	一一一ペルフルオロエタン		<u>KG</u>
	025	一一一ジフルオロメタン (HFC-32)		<u>KG</u>	023	一一一ジフルオロメタン (HFC-32)		<u>KG</u>
	026	一一一ペンタフルオロエタン (HFC-125)		<u>KG</u>	024	一一一ペンタフルオロエタン (HFC-125)		<u>KG</u>
))		
		<u>一一一1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)</u>			025	<u>一一一1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)</u>		
	031	<u>一一一噴霧器に充てんしたもの</u>		<u>KG</u>				
	039	<u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u>				

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
			I	II			I	II
	<u>026</u>	-----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a) -----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a) -----噴霧器に充てんしたもの -----その他のもの	<u>KG</u>		<u>026</u> <u>027</u>	-----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a) -----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a) -----その他のもの	<u>KG</u>	
	<u>041</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>					
	<u>049</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>					
	<u>029</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>		<u>029</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>	
	<u>090</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>		<u>090</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>	
2903.41 ↓ 2903.69		(省 略)			2903.41 ↓ 2903.69	(同 左)		
37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光してないものに限る。)			37.02	感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム (露光してないものに限る。)		
3702.10		(省 略) -その他のフィルム (パーフォレーションのないもので、幅が105ミリメートル以下のものに限る。)			3702.10	(同 左) -その他のフィルム (パーフォレーションのないもので、幅が105ミリメートル以下のものに限る。)		
3702.31	<u>000</u>	一一カラー写真用のもの (ポリクローム)	<u>NO</u>	<u>SM</u>	<u>3702.31</u>	一一カラー写真用のもの (ポリクローム) 一一幅が35ミリメートルのもの 一一その他のもの	<u>NO</u>	<u>SM</u>
3702.32					3702.32		<u>NO</u>	<u>SM</u>

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
3702.44		(省略) ーその他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）			3702.44		(同左)		
3702.51		(省略)			3702.51		ーその他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		
3702.52	030	<u>一一幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u> 一一映画用フィルム	SM	M	3702.52		<u>一一幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u> 一一映画用フィルム	SM	M
	090	<u>一一その他のもの</u>	SM	M	010		<u>一一反転現像方式のもの</u>	SM	M
3702.53		(省略)			020		<u>一一その他のもの</u>	SM	M
3702.95					090		<u>一一その他のもの</u>	SM	M
52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			3702.53		(同左)		
5205.11		(省略)			3702.95				
5205.15		ー単糸（コームした繊維製のものに限る。）			52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
5205.21	010	ー714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの） 一一合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の			5205.11		(同左)		
					5205.15		ー単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
					5205.21		ー714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
					010		一一合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
I	II		I	II			I	II
		10%を超えるもの	KG		021	10%を超えるもの	KG	
		———その他のもの			022	———その他のもの		
		———綿のみから成るもの	KG		029	———綿のみから成るもの		
					5205.22	———漂白してないもの(マーセライズしたものを除く。)		
023					5205.35	———その他のもの		
5205.22	029	———他の繊維を混ぜたもの	KG		5205.41	———他の繊維を混ぜたもの		
5205.35		(省略)			5205.42	(同左)		
		——マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)			010	——マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)		
5205.41		(省略)			010	(同左)		
5205.42		——構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超えるもの)			010	——構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超えるもの)		
	010	——合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		010	——合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	090	———その他のもの	KG		021	———その他のもの		
					029	———他の繊維を交えてないもの		
5205.43		(省略)			5205.43	———その他のもの		
5205.48					5205.48	(同左)		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
			I	II			I	II
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） (省 略)			60.01	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） (同 左)		
6001.10	§				6001.10			
6001.29		—その他のもの			6001.29	—その他のもの		
6001.91	000	—綿製のもの		KG	6001.91	—綿製のもの		KG
6001.92	015	—人造繊維製のもの ——ポリエステル製のたてメリヤス編みのもの のうちパイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。） ——その他のもの ———たてメリヤスのもの		KG	6001.92	—人造繊維製のもの ——たてメリヤスのもの ———合成繊維製のもの ———ポリエステルのもの ———パイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		KG
	017	———合成繊維製のもの		KG	015			KG
	019	———再生繊維又は半合成繊維製のもの ———その他のもの ———合成繊維製のもの		KG	016	———その他のもの		KG
	092	———ポリエステルのもの		KG	014	———その他のもの		KG
	094	———その他のもの		KG	019	———再生繊維又は半合成繊維製のもの ———その他のもの ———合成繊維製のもの		KG
	099	———再生繊維又は半合成繊維製のもの (省 略)		KG	092	———ポリエステルのもの		KG
6001.99					6001.99	———その他のもの ———再生繊維又は半合成繊維製のもの (同 左)		KG

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
60.02	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弹性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）			60.02	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弹性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）		
6002.40	—弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）			6002.40	—弹性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）		
010	—模様編みの組織を有するもの	KG		010	—模様編みの組織を有するもの	KG	
020	—綿製のもの	KG		020	—綿製のもの	KG	
	—その他のもの				—その他のもの		
	—その他のもの				—その他のもの		
050	—綿製又は人造繊維製のもの	KG		030	—綿製又は人造繊維製のもの	KG	
	—その他のもの	KG		040	—綿製のもの	KG	
090	(省 略)	KG		090	—人造繊維製のもの	KG	
6002.90	—その他のもの	KG			—その他のもの	KG	
					(同 左)		
61.05	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.05	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6105.10	(省 略)			6105.10	(同 左)		
6105.20				6105.20			
6105.90	—その他の紡織用繊維製のもの			6105.90	—その他の紡織用繊維製のもの		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
I	II		I	II			I	II
	014	—オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ ——ししゅうしたもの、レースを使用したもの 及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	011 012	—オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ ——ししゅうしたもの、レースを使用したもの 及び模様編みの組織を有するもの ——羊毛製又は織獸毛製のもの ——その他のもの	NO	KG
	018	——その他のもの	NO	KG	013	——その他のもの ——羊毛製又は織獸毛製のもの	NO	KG
	020	——その他のもの	NO	KG	019 020	——その他のもの ——その他のもの	NO	KG
61.08		女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		61.08		女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6108.11	↓	(省 略)		6108.11		(同 左)		
6108.39		—その他のもの		6108.39		—その他のもの		
6108.91		(省 略)		6108.91		(同 左)		
6108.92		—人造繊維製のもの ——ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ——ししゅうしたもの、レースを使用したもの		6108.92		—人造繊維製のもの ——ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ——ししゅうしたもの、レースを使用したもの		
	014			014				

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧				
統計番号		品名	単位		統計番号	品名	単位	
			I	II			I	II
6108.99	018	の及び模様編みの組織を有するもの ———その他のもの	NO	KG	016	の及び模様編みの組織を有するもの ———その他のもの	NO	KG
	020	———その他のもの (省略)	NO	KG	019	———合成繊維製のもの	NO	KG
					020	———再生繊維又は半合成繊維製のもの ———その他のもの (同左)	NO	KG
61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.09	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6109.10		(省略)			6109.10	(省略)		
6109.90		—他の紡織用繊維製のもの —異なる色の糸から成るもの及びなせんしたものの ——ししゅうしたもの、レースを使用したもの 及び模様編みの組織を有するもの (削除)			6109.90	—他の紡織用繊維製のもの —異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの ——ししゅうしたもの、レースを使用したもの 及び模様編みの組織を有するもの		
	012	———合成繊維製のもの	NO	KG	011	———羊毛製又は綿獸毛製のもの	NO	KG
	013	———再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	012	———合成繊維製のもの	NO	KG
	014	———その他のもの ———その他のもの	NO	KG	013	———再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
	016	———合成繊維製のもの	NO	KG	014	———その他のもの ———その他のもの	NO	KG
	017	———再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	016	———合成繊維製のもの	NO	KG
	019	———その他のもの ———その他のもの	NO	KG	017	———再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
					019	———その他のもの ———その他のもの	NO	KG

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
71.12	021 029	――人造繊維製のもの ――その他のもの	NO NO	KG KG	71.12	021 029	――人造繊維製のもの ――その他のもの	NO NO	KG KG
7112.30	020 090	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの －貴金属又はその化合物を含む灰 (削除) ――白金のもの ――その他のもの		KG KG	7112.30	010 020 090	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの －貴金属又はその化合物を含む灰 ――金のもの ――白金のもの ――その他のもの		KG KG KG
7112.91 §		(省略)			7112.91 §		(同左)		
7112.99					7112.99				
84.22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機 －皿洗機		84.22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機 －皿洗機			
8422.11 §		(省略)			8422.11 §		(同左)		

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8422.20				8422.20			
8422.30	一充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機			8422.30	一充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)及び飲料用の炭酸ガス注入機		
	020 一一容器成形充てん機	NO	KG	010 一一瓶詰め機		NO	KG
	090 一一その他のもの	NO	KG	020 一一容器成形充てん機		NO	KG
				090 一一その他のもの		NO	KG
90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)			90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)		
9006.10	(省略)			9006.10	(同左)		
9006.40				9006.40			
9006.51	一その他の写真機			9006.51	一その他の写真機		
9006.52	(省略)			9006.52	(同左)		
000	一一その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	KG	010 一一ロールフィルムを使用するものに限る。)	一一フィルムを交換する機能を有しないもの(幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	KG
				090 一一その他のもの	一一その他のもの	NO	KG
9006.53				9006.53			

輸入統計品目表改正

平成21年11月財務省告示第375号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
§ 9006.99	(省略)			§ 9006.99	(同左)		